

平成24年(ラ)第12号

抗告人 A1～A12

相手方 郡山市

## 抗告理由書

平成24年2月29日

仙台高等裁判所 御 中

抗告人ら代理人

弁護士 神 山 美智子

同 安 藤 雅 樹

同 安 藤 絵美子

同 笠 原 一 浩

同 菅 波 香 織

同 越 前 谷 元 紀

同 柳 原 敏 夫

同 井 戸 謙 一

同 斎 藤 利 幸

同 福 田 健 治

## 目次

第1 申立ての趣旨の変更	
1 変更後の申立ての趣旨	2 頁
2 申立ての趣旨変更の理由	2 頁
第2 抗告の理由	
1 原審の判断について	4 頁
2 被保全権利の要件について	7 頁
3 生命身体に対する危険性について	14 頁
4 適切な代替手段について	31 頁
5 児童の権利に関する条約について	33 頁
6 重大な手続違反	34 頁
7 新たな事実と証拠の提出	36 頁
8 まとめ	37 頁
追記	38 頁

### 第1 申立ての趣旨の変更

#### 1 変更後の申立ての趣旨

- (1) 相手方は、抗告人らに対し、測定高さ1メートルにおいて、空間線量測定値の平均値が0.193マイクロシーベルト/時以上の地点の学校施設において、抗告人らに対する教育活動を実施してはならない。
- (2) 相手方は、抗告人らに対し、測定高さ1メートルにおいて、空間線量測定値の平均値が0.193マイクロシーベルト/時以上の地点以外の学校施設において、抗告人らに対する教育活動を実施しなければならない。

#### 2 申立ての趣旨変更の理由

抗告人らは、上記のとおり、申立ての趣旨を変更する。その意味するところ

は、次のとおりである。

- (1) 原審において、抗告人らは、「別紙環境放射線モニタリング一覧表」で測定高さが50センチメートル又は1メートルのいずれかにおいて、空間線量測定値の平均値が0.2マイクロシーベルト/時以上の地点においては、平成23年3月11日からの1年間の外部被曝が1ミリシーベルトを超えるものと推定して申立ての趣旨を構成した。

しかし、平成23年3月11日からの1年間はすでに経過しようとしている。本件仮処分が抗告人らの将来の被曝を避けようとするものである以上、今後の被ばく線量を推計する必要がある。

外部被ばく量を推計するために原子力安全委員会が採用した推計方法（甲2の2頁）を採用するのが相当である。すなわち、屋外滞在8時間、屋内滞在16時間とし、木造家屋の低減効果を0.4とする方法である。

- (2) 次に、我が国の国内法は、一般公衆の被ばく限度を年1ミリシーベルトと定めているが、この「年1ミリシーベルト」は、自然放射線に基づく被ばくを除く追加線量であると解せられる。したがって、申立ての趣旨における基準となる時間当たりの空間線量も、自然放射線を考慮に入れる必要がある。なお、福島県における自然放射線による空間線量は、「0.037マイクロシーベルト/時」である（甲102）。

- (3) 以上の考えに基づき、追加線量が年間1ミリシーベルトを超える時間線量を計算すると、次のとおり、0.193マイクロシーベルトとなる。

(計算式)【 $(X \mu\text{Sv} \times 8\text{時間}) + (X \mu\text{Sv} \times 0.6 \times 16\text{時間})$ 】 $\times 365\text{日} = 1000 \mu\text{Sv}$

$X = 0.156$ （小数点以下4桁を四捨五入）

$0.156 + 0.037 = 0.193$

- (4) なお、空間線量の測定高さは、各学校においてデータが存在する1メートルだけを基準とすることとした。
- (5) 以上のとおり、子どもたちが、現在、自然放射線を加えた空間線量が毎時

0.193 マイクロシーベルトを超える地点で生活する場合、今後1年間に追加線量による被ばくが年1ミリシーベルトを超えると推定される。

すると、原告人らは人格権に基づく妨害排除請求として、相手方に対し、測定高さ1メートルにおいて毎時0.193 マイクロシーベルトを超える地点の学校施設で原告人らに対する教育活動をしてはならないこと、同高さにおいて、毎時0.193 マイクロシーベルト以下の地点の学校施設で原告人らに対する教育活動をするをを求めることができる。また相手方は、原告人らに対する安全配慮義務の一内容として、測定高さ1メートルにおいて毎時0.193 マイクロシーベルトを超える地点の学校施設で原告人らに対する教育活動をしないう義務が、同高さにおいて毎時0.193 マイクロシーベルト以下の地点の学校施設で原告人らに対する教育活動を行う義務がある。

(6) なお、原告人らが通っている各学校の空間線量が、現在、測定高さ1メートルにおいて毎時0.193 マイクロシーベルトをはるかに超えていることは、山内知也神戸大学大学院教授作成の意見書(甲103)からも明らかである。

## 第2 原告の理由

### 1 原審の判断について

#### (1) 原審決定

原審決定は、判断理由の要約(原審決定第3、2頁)において、「放射線による影響を受けやすい児童生徒を集団で避難させることは、政策的見地からみれば、選択肢の一つとなり得るものである。しかし、債務者には、郡山市に居住する他の児童生徒が存在する限り、教育活動を実施する義務があり、教育活動の性質上、債権者らに対する教育活動のみを他の児童生徒に対する教育活動と区別して差し止めることは困難である。債権者らの申立の趣旨は、事実上、債権者らが通学する小中学校の他の児童生徒に対する教育活動をも

含め当該小中学校における教育活動の実施をすべて差し止めること等を求めるものと認められるから、その被保全権利の要件は厳格に解する必要がある。しかるに、債務者による除染活動が進められていることや放射線モニタリングの結果などを考慮すると、現時点において、警戒区域でも計画的避難区域でもない郡山市に居住し債権者らと同じ小中学校に通学する他の児童生徒の意向を問うことなく、一律に当該小中学校における教育活動の実施の差止めをしなければならないほど債権者らの生命身体に対する具体的に切迫した危険性があるとは認められない。また、債権者らに対する損害を避けるためには、債権者らが求めている差止め等が唯一の手段ではなく、区域外通学等の代替手段もある。したがって、本件申立てについては、被保全権利が認められない。」と判示する。

## (2) 原審決定の分析

これを分析すると、以下の通りとなる。

### ア 被保全権利の要件

債権者らは、債権者らを避難させることを求めているが、実質的には、各学校における他の児童生徒を含めた教育活動の差止めを求めているから、その被保全権利の要件は厳格に解する必要がある、「債権者ら各人にその生命身体に対する侵害による被害の危険が切迫しており」かつ

「当該侵害により回復しがたい重大な損害の生じることが明らかな場合であって、しかも、その損害を避ける手段として、債権者ら及び債務者その他利害関係を有する者が受ける負担や不利益を比較考量した上、他に適切な代替手段がないことを要するものと解するのが相当である」

(原審決定16頁)。

### イ 切迫した危険性について

現時点で、他の児童生徒の意向を問うことなく、一律に各小中学校の教育活動の実施の差止めをしなければいけないほど、債権者らの生命身

体に対する切迫した危険性があるとは認められない。

その理由は、以下の通りである。

被ばくによる生命身体に対する侵害による被害の危険性は、将来の被ばく量及び被ばく期間に左右される不確定な事実である（第4、2（8）ア、原審決定17～18頁）。

除染活動によって線量が低下し、学校教育施設における被爆の実態により近いのは、学校教職員が実施した簡易型積算線量計によるモニタリングの結果であると考えられるところ、モニタリングの結果によれば、平成23年6月及び8月のいずれの計測結果においても、0.2マイクロシーベルト/時未満となっている（第4、2（8）イ・ウ、原審決定18頁）。また、今後除染作業の進捗により、さらに放射線量が減少することが見込まれる（第4、2（8）エ、原審決定19頁）内部被ばくについて、個々の債権者らについて、その具体的な内部被ばくの有無及び程度は明らかにされていないし、空間線量率を基準としての請求の趣旨と、債権者らの内部被ばくの危険性の防止又は除去との具体的な因果関係も明らかではない（第4、2（8）エ、原審決定19頁）。

福島原発事故発生から積算した被ばく量を考慮すべきという債権者の主張に関しては、過去の被ばく自体は本件申立により防止することができる性質のものではない。そして、100ミリシーベルト未満の低線量被曝の晩発性障害の発生確率について実証的な裏付けがないこと、4月19日付け文科省通知において年間20ミリシーベルトが暫定的な目安とされていたことからすると、過去の被ばく量と併せて年間1ミリシーベルトを超える被ばく量が見込まれるとしても、これにより直ちに生命身体に対する切迫した危険性が発生するとは認められない（第4、2（8）エ、原審決定19頁）。

#### ウ 適切な代替手段について

債権者らの求める教育活動の実施の差止め等は、債権者らに対する損害を避けるための唯一の手段であるとは認められない。

その理由は、以下の通りである。

校庭の表土除去や児童生徒の屋外活動の制限など、債権者らを含む児童生徒が債務者の設置する小中学校等において受ける放射線量の低減化に向けた措置をとり、一定の効果を上げていて、今後更に除染作業を進め、屋外活動を制限する等の措置を進めることにより損害を避けることができる。

郡山市内に住所を構えたまま区域外の小中学校に通学する区域外通学等を行うことにより債権者らに対する損害を避けることができる。

#### (3) 原審決定の評価

しかしながら、原審決定が被保全権利の要件を定立するに当たって考慮した要素においては処分権主義違反があり、また、その要件の各当てはめに当たっては評価の明白な誤りがある。

このような民事裁判の大原則に反した本件決定が取り消されるべきは当然である。

以下、詳述する。

## 2 被保全権利の要件について

### (1) 申立の趣旨の意味

#### ア 原審決定

原審決定は、「相手方が実施する教育活動は・・・その性質上、原告人らに対して実施される部分とそうでない部分を区別して、原告人らに対して実施される部分のみ差し止めることは、特別な事情がない限り、困難である。」という(原審決定15頁6行目から10行目)。

しかし、単一の学校における教育活動が複数の場所で行われることは現行制度上も認められていて、特別なことではない。

すなわち、分校を設置する場合（学校教育法施行規則7条）、院内学級（法的な根拠はなく、事実上の措置として行われている。）、特別支援学校の訪問教育（学校教育法72条、81条3項、学校教育法施行規則131条1項）、病院内訪問教育（1月以上入院する場合特別支援学校に籍を移し、同学校から教員が病院に行き教育する。平成14年の文科省通達でスタートした）等で現に行われていることであって、事実上の措置として実現可能である。

これを「困難である」と断定するのは原審裁判所のドグマであり、誤っている。

イ なお、学校教育法3条に基づく小学校及び中学校設置基準として、小学校設置基準12条（平成14年3月28日文部科学省令第14号）は、「小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。」と、中学校設置基準12条（平成14年3月28日文部科学省令第15号）は、「中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。」と定めている。

ウ また、原審決定は、抗告人らの申立てが、「相手方の提供する教育活動のうち、『抗告人らに対する教育活動』だけを取り上げて差止めを求める趣旨であれば、抗告人らが差止めを求める教育活動の内容を具体的に特定した上で、各抗告人らの個別的事情に応じた被保全権利及び保全の必要性を疎明する必要があるが、本件において、このような特定及び疎明はない。」というが、抗告人らは、原審の審尋期日において、裁判所から、そのような求釈明を一度も受けていない。この点を却下の理由とするのであれば、裁判所は、抗告人らに主張立証の機会を与えるべきである。

なお、上記の点の釈明を求められれば、抗告人らは、次のとおり回答すること



とになる。

抗告人らが差止めを求める教育活動の内容は、各抗告人らに対する教育活動のすべてである。

被保全権利は、各抗告人の人格権又は相手方に対する安全配慮義務履行請求権である。低線量被ばくによる健康被害のリスクは、個人の具体的状況にかかわらずに生じるから、被保全権利について、個別的事情を疎明する必要はない。

個別的事情に応じた保全の必要性は、別途立証する。

## (2) 処分権主義違反

### ア 原審決定

原審決定は、被保全権利の要件について、前述の通り「債権者らの申立の趣旨は、事実上、債権者らが通学する小中学校の他の児童生徒に対する教育活動をも含め当該小中学校における教育活動の実施をすべて差し止めること等を求めるものと認められる」とした上で、そのため被保全権利の要件は厳格に解する必要があるとした。

しかしながら、抗告人の申立の趣旨は、言うまでもなく他の児童生徒に対する教育活動の実施を全て差し止めることを求めたものではなく、あくまで個別の抗告人に対する教育活動の差止めを求めたものであって、なおかつそれは前記3(1)で前述した通り、現行制度上も実現可能である。

### イ 処分権主義

民事訴訟法246条は「裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない」と定め、民事保全法7条はこれを準用しているが、これは処分権主義を定めたものである。

訴訟物たる権利関係は、実態法上は私的自治の原則の下にその主体たる当事者の自由な管理処分委ねられ、訴訟法上もこのことを反映して、いかな

る権利関係について、いかなる形式の審判を求めるかは、当事者の判断に委ねられる。

裁判所が申し立てていない事項についていきなり判決をすることは、この当事者の信頼を裏切る「不意打ちの裁判」ということになり、それによって不利益を受ける者から裁判を受ける権利を事実上奪うことになり許されない（新堂幸二「新民事訴訟法」288頁）。

#### ウ 原審決定の処分権主義違反

原審決定は、まさにこの処分権主義に違反したものである。

抗告人らは、申立の趣旨記載の通り、「抗告人らに対する」教育活動の実施の差止め及び実施を求めているものであって、その他の小中学校に通う児童生徒全ての教育活動を差止め等を求めているものではない。それは、申立の趣旨の文言上もないし、事実上もない。

抗告人らは、郡山市の小中学校に通う全ての児童生徒に対し、その意思に反してまで教育活動の差止め等を求めているわけではない。抗告人ら固有の人格権あるいは抗告人ら個人に対する安全配慮義務の履行請求権を被保全権利とする申立てであるから、当然のことである。

これは審尋の場でも釈明に応じて主張してきたところであり、平成23年8月26日付け審尋調書（第2）において、審尋の要領欄に抗告人らが「訂正後の申立の趣旨について、（1）第1項及び第2項は、各債権者が個別に、債務者に対して教育活動の不実施及び実施を求める趣旨であり」と説明したことが記載されている。また、これまでも準備書面においても主張してきたところ（平成23年9月9日付け最終準備書面10頁等）である。

もとより、本件申立ては、抗告人らだけが安全地域の学校施設での教育を受けること（以下「疎開」ということがある。）ができればそれでよしとする利己的な申立てではなく、裁判所の認容決定を突破口にして、少なくとも抗告人ら以外の疎開希望者の疎開に道が開けることを期待したものである。

しかし、裁判所の認容決定がなされた場合に、原告人だけを疎開させるのか、原告人ら以外の疎開を希望する児童生徒も疎開させるのか、あるいは、希望の有無にかかわらず、全児童生徒を疎開させるのかは、相手方が諸般の事情を考慮した上決定することである。裁判所が判断すべきことは、原告人らに疎開を求める権利があるか否か、本案判決を待たないで原告人らを疎開させる必要があるか否かであって、郡山市の児童生徒3万人を疎開させる必要があるか否かではない。

原審決定は、かかる原告人らの「意図」（原審決定15頁）をあえてねじ曲げて解釈し、厳しい被保全権利の要件を定立したものであり、処分権主義に明らかに違反した違法かつ不当な決定である。

### （3）被保全権利の要件（危険性の判断基準）について

#### ア 原審決定

原審決定は、被保全権利の要件について、以上のとおり「債権者らの申立の趣旨は、事実上、債権者らが通学する小中学校の他の児童生徒に対する教育活動をも含め当該小中学校における教育活動の実施をすべて差し止めること等を求めるものと認められる」と処分権に反するにも関わらず勝手に解釈し、そうである以上、「自己とは関係のない他の多数の児童生徒に対する関係でも、その意思とは無関係に、これらの者が現に享受している債務者の教育活動の実施についても差止め等を求めるもの」であるから、「これを認めるための要件は厳格に解する必要がある」とする。

そして、その要件について、「債権者ら各人にその生命身体に対する侵害による被害の危険が切迫しており」かつ「当該侵害により回復しがたい重大な損害の生じることが明らかな場合であって、しかも、その損害を避ける手段として、債権者ら及び債務者その他利害関係を有する者が受ける負担や不利益を比較考量した上、他に適切な代替手段がないことを要するものと解す

るのが相当である」(原審決定16頁)。

しかしながら、前述の通り前提自体が明確な誤りであるから、この論理は既に崩壊している。

#### イ 被保全権利の要件

被保全権利は、抗告人ら各人の生命身体健康に対する侵害による被害が生じ、またその危険があることである。

原審決定は、「一般に、個人の生命身体という重大な保護法益が現に侵害され、又は将来侵害されようとしている具体的危険がある場合には、その侵害または侵害の危険の原因について責任のある者に対して、その侵害を排除し、又は将来の侵害を予防するために、人格権に基づき、侵害行為の差止めを求めることができるものと解される」と判示しており(原審決定第4、2(1)、13~14頁)、これは正当である。

しかし、原審は、「教育活動の性質上、債権者らに対する教育活動のみを他の児童生徒に対する教育活動と区別して差し止めることは困難である。」(原審決定2頁)という誤ったドグマに基づいてこの一般的要件のハードルを高く設定してしまった。これが不当であることは、例えば、次の甲府地裁平成10年2月25日決定(判例時報1637号94頁)からも明らかである。

「本件仮処分命令の申立ては、本件施設から排出される有害物質によって大気、水などの生活環境が汚染され、これにより債権者らの健康が侵害されるおそれがあるとして、本件施設の建設続行の差止めを求めるものである。そして、人間が生命、健康を維持して安全に生活する利益は、人間の基本的な生活利益に属するものであるから、人格権として法的に保護されるべきものであり、その重要性に照らすと、右人格権を侵害された者は、損害賠償を求めるほか、人格権侵害行為そのものの排除を求めることができるし、また右人格権を侵害されるおそれのある者は、その予防のため侵害行為の差止め

を求めることができるというべきであるから、本件施設の操業により債権者らの健康が侵害されるおそれがあると認められる場合には、債権者らは、その侵害を予防するため操業を目的とする本件施設の建設自体の差止めを求めることができるというべきである。」

すなわち、本件においても、当然に、人格権に基づき、「個人の生命身体という重大な保護法益が現に侵害され、又は将来侵害されようとしている具体的危険がある場合」には、差止め等が認められるべきである。

#### ウ 本件の場合

本件の場合、福島県内の多くの地域において、福島原発事故以来の放射線量の積算値は既に1ミリシーベルトを超えており、その人体に及ぼす影響に鑑みると、抗告人らを含む福島県内の小中学校、保育園及び幼稚園に通う児童生徒は、現状のまま学校生活を送る中で、のちに放射線障害によるガン・白血病といった疾病を発症する可能性があるのは確実であり、そのため、彼らの生命・身体・健康という人格権に基づく保護法益は現に侵害され、また将来侵害されようとしている具体的危険が認められる。

このことは、抗告人らが本仮処分を通じて十分主張・立証し、認められるところである。

#### エ 小括

以上の次第により、原審決定が被保全権利の要件について厳格に解したことは、処分権主義に違反する前提を置いた結果誤ったものであり、要件は通常通り、「個人の生命身体という重大な保護法益が現に侵害され、又は将来侵害されようとしている具体的危険がある場合」には、差止め等が認められると解されるべきである。

そして、本件は、かかる要件を満たすから差止め等が認められることは当然である。

### 3 生命身体に対する危険性について

#### (1) 原審決定

原審は、抗告人ら各人にその生命身体に対する侵害による被害の危険が切迫していることを要件として挙げたが、既に主張したとおり、切迫性の要件は不要であり、過重な要件というべきである。

また、仮に切迫した危険であることが要件となるとしても、現在の危険性は切迫しているというべきであり、この点、原審決定は明らかに事実の評価を誤っている。

以下、原審決定の挙げた理由（本書5～7頁において整理した）に即して、論じる。

#### (2) 被害の危険性は「不確定な事実」ではなく、具体的なものである。

##### ア 原審決定

原審決定は、被ばくによる生命身体に対する侵害による被害の危険性は、将来の被ばく量及び被ばく期間に左右される不確定な事実であると判示する（第4、2(8)ア、原審決定17～18頁）。

しかしながら、原審決定は、抗告人らが最も強調したチェルノブイリ事故との比較について触れることなく、かかる判示をしているものであって、不当極まりない。

本件福島原発事故は、放射性物質が漏出し続けるという未曾有の事故であって、人類史上例のないことであるが、そうであるからといって、その危険性について「不確定な事実」として切って捨てることは許されない。それは単なる思考停止である。

##### イ チェルノブイリ事故との比較

抗告人らがチェルノブイリ事故を比較対象として上げ指摘してきたのは、現在の福島原発周辺地域の状況を考えるために参考になる人類の歴史上の出

来事が、チェルノブイリしかないからである。また、原子力安全・保安院による評価によれば、本件福島原発事故は最高値の「レベル7」であり、同レベルの事故はチェルノブイリ事故しかない。

そのチェルノブイリ事故との比較からすると、被ばくによる生命身体に対する侵害による被害の危険性は、決して「不確定な事実」ではなく、差し迫った具体的な危険である。

#### ウ 健康被害について

##### (ア) 矢ヶ崎意見書

矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授作成の各意見書（甲49、81、93、特に甲49）によると、抗告人らの住む郡山市の住民が、福島原発事故に基づく低線量被ばくによりどのような健康被害を受けるのか。それは、チェルノブイリ事故周辺で、郡山市と同レベルの放射能汚染地域に焦点をあて、その地域が、チェルノブイリ事故以後、どのような健康被害が発生したかを確認することによって予測することができる。

そして、その地域においてどのようなことが起こっているかについて、次の通り記載する。

「爆発事故（1986年4月26日）の5年後ないし6年後から甲状腺疾病と甲状腺腫の双方が急増し、9年後の1995年には子ども10人に1人の割合で甲状腺疾病が現れています。がん等の発症率は甲状腺疾病の10%強の割合で発病していて、9年後には1000人中13人程度となっています。実に多数の子どもが罹患しているのです。甲状腺のがん等は通常であれば、10万人当たり数名しか子どもには出ないものですが、異常に高い罹患率を示しています。」

##### (イ) ウクライナ政府の公式報告書

ウクライナ政府の公式報告書（甲62）でも、深刻な健康被害の発生が報告されている。

「子どもと若者と大人に対する放射性ヨウ素フォールアウト（放射性降下物）レベルと甲状腺がん数の関係が初めて示されました。これから数年間甲状腺がんの数が増加することが予想されています。」（甲62の1。69頁下から3～末行）

「子ども人口の健康状態の持続的な悪化は、チェルノブイリ災害による医学的影響によるものです。チェルノブイリ事故の影響を受けた0～14歳の子どもたちの健康状態の統計データによって、事故後の数年間にわたって彼らの罹患率が1987年の455.4%から2003年の1、367.2%へと次第に増加していることが分かります。非腫瘍性疾患も同様に増加している傾向があります（図5.1.11）」（甲62の2。79頁1～6行目）

「被曝した子どもたちの中の健康な子の割合は減少しています（1986～1987年の27.5%から2003年の7.2%）。一方で、被曝して慢性疾患を抱えた子どもたちの割合は増加しています（1986～1987年の8.4%から2003年の77.8%）。その中で身体障害児の数はウクライナの平均人口レベルを4の倍数で超えています。最も懸念される変化は、強い甲状腺被曝をした青年たちと子宮内で被曝した青年たちに見られます。彼らの中の健康な青年の割合は3%以下に過ぎません。」（甲62の2、79頁下から11～6行目）

#### （ウ）松井意見書

松井英介医師作成の意見書（甲72）において、福島県郡山市の環境放射線汚染度と近似の汚染が確認されているベラルーシやウクライナなどチェルノブイリ原発事故汚染地域における健康障害調査データから、郡山市で今後発症するであろう種々の健康障害＝晩発障害を予測している（12頁以下）。

同意見書によると、先天障害の増加、悪性腫瘍の多発、1型糖尿病の増加、水晶体混濁・白内障、心臓病の多発などが、ベラルーシやウクライナのデータから予想されている。

#### （エ）ウクライナ・ルギヌイ地区住民の健康状態



現在の郡山の状況は、その汚染度からしてチェルノブイリ事故の際のウクライナ・ルギヌイ地区と比較することができるが（甲４９）、そのルギヌイ地区について、ルギヌイ地区医療協議会に属し、ウクライナ科学アカデミー・水圏生物学研究所に勤務するイワン・ゴトレフスキー、オレグ・ナスビットは「ウクライナ・ルギヌイ地区住民の健康状態という論文（甲６４）」を書いている。地区の医療機関の最高権威が地区医療協議会であり、研究機関の科学アカデミー称号は国の最高研究機関に与えられる資格である。国際的にも国内的にも非常に権威ある研究者の調査結果であり、信頼度が特に大きいとされる（甲１０４矢ヶ崎意見書（４））。

これによると、ルギヌイ地区住民の免疫機能低下が見られ、小児甲状腺肥大の著しい増加を背景とした甲状腺結節の増加などがあり、地区住民には老化の速まりと寿命の著しい短縮が認められる（チェルノブイリ事故後のルギヌイ地区住民の死亡年齢は事故前より１０年早まり、死亡率のピークが６５～６９歳に認められる）（甲６４、２０３頁）。

（オ）ECRR 科学事務局長クリス・バズビー意見書

ECRR（欧州放射線リスク委員会）の科学事務局長であるクリス・バズビーは、チェルノブイリ事故のセシウム<sup>137</sup>被ばくにより子供たちに心臓病が多発している事実を突き止めたバンダシェフスキー教授の発見に基づき、現在、福島の子供たちにもセシウム<sup>137</sup>の内部被曝による心臓病の発症の危険が迫っていることを警鐘している（甲７３、甲７４）。

（カ）IPPNW の北米副会長医師の声明

1985年のノーベル平和賞を受賞した核戦争防止国際医師会議（IPPNW International Physicians for the Prevention of Nuclear War）の北米副会長であるアイラ・ヘルファンド氏が医師の立場から、福島の子供達の避難に関する声明を出している（甲７５）。

（キ）医師の陳述書

米国在住の医師・研究者である和田裕美が医師の立場から、福島県の子供たちが甲状腺がんの発症の危険だけでも避難する必要があることを報告している（甲76）。

#### エ 避難基準について

以上のとおり、深刻な健康被害が想定されたことから、チェルノブイリ事故の際にはソ連政府が特別規制地域、移住義務地域、移住権利地域、放射能管理強化地域に区分して管理した。

そして、郡山市が測定した空間線量の値に基づいて、抗告人らの子どもらに通う7つの学校の汚染状況をチェルノブイリの避難基準に当てはめたとき、7つの学校の周辺はすべて、上記避難基準で住民を強制的に避難させる「移住義務地域」に該当する（矢ヶ崎意見書(3)（甲93）。汚染マップ（甲97））。

#### オ 小括

以上より、チェルノブイリとの比較等からして、被ばくによる抗告人らの生命身体に対する侵害による被害の危険性は、今まさに現実的に差し迫った危険である。

原審は、かかるチェルノブイリ事故との比較等から目を背けているが、そのような態度は誠実なものとは到底言えない。目を瞑れば世界はなくなる、では済まされない。現実を直視する必要がある。

### （3）除染による線量の低下について

#### ア 原審決定

原審決定は、「除染活動によって線量が低下し、学校教育施設における被ばくの実態により近いのは、学校教職員が実施した簡易型積算線量計によるモニタリングの結果であると考えられるところ、モニタリングの結果によれば、平成23年6月及び8月のいずれの計測結果においても、0.2マイク

ロシーベルト / 時未満となっている（第4、2（8）イ・ウ、原審決定18頁）。また、今後除染作業の進捗により、さらに放射線量が減少することが見込まれる」（第4、2（8）エ、原審決定19頁）とする。

#### イ 除染の現実

しかし、除染後に地表の空間線量が除染前の2倍に上昇していた、除染のモデル地区となった「除染モデル事業実施区域」でも平均して7割程度（約68%）にしか下がっていないという報告もあるなど（甲85）、除染の効果は疑問である（甲84・85）。

山内知也神戸大学大学院教授によれば（甲103山内意見書）、そもそも除染により本当に空間線量が下がるようになるためには、次のいくつかの前提問題をクリアする必要がある。

第1に、家屋や道路などを高圧洗浄しても、それは水を通して放射性物質を別の場所に移しているだけで（除染は「移染」に過ぎない）人間環境の線量を下げることにはならないこと。

第2に、屋根瓦や側溝のコンクリート、道のアスファルトの表面には数十マイクロメートルの細かい穴があり、セシウムもその中にこびり付いていて、高圧洗浄しても取れないため、除染をするなら瓦を葺き替え、道路のアスファルト、側溝のコンクリートを剥がし、工事をやり直さないといけないこと。

第3に、自分の建物・場所だけ除染してもガンマ線は150m以上飛んでくるから意味がなく、地域ぐるみで除染しないと意味がないこと。

第4に、除染は1回ではダメで、それで不十分な問題を解決するためさらに2回、3回と続けて行かないと効果があがらないこと。

第5に、チェルノブイリで活動してきた菅谷昭長野県松本市長によれば、チェルノブイリでは表土を20cm削ったが効果がなかったこと、ドイツの環境関連の教授の話として、本当にやるなら、4～50cm削る必要があること（甲84）。

しかし、原告人らが通う郡山市の小中学校は、

・「瓦を葺き替え、側溝のコンクリートを剥がし、工事をやり直」した訳ではない、

・学校の校庭だけ除染しただけで、学校の「地域ぐるみで除染」した訳でない、

・その校庭の除染も1回だけで、2回、3回と続けて行った訳ではない、

・その校庭の除染で削った表土も3cmでしかない(郡山市のHPによる<sup>1</sup>)、

・郡山市もその名の通り、福島県は山林が多く占めており、降雨や落葉、花粉の飛散等に伴い森林から新たに放射性物質が拡散することが懸念される。

結局、除染作業は放射線量の減少に繋がることはなく、健康被害を防ぐための抜本的な解決策とはならないと言わざるを得ない。

#### ウ 郡山市の現在の空間線量について

実際には、福島第1原発事故から11か月以上が経過した現在も、郡山市の空間線量は、顕著な減少を見せていない。現在の放射性物質は、半減期2年のセシウム134と半減期30年のセシウム137が大部分であり、前者は、放っておいても減少していくが、後者は今後もほとんど減少しない。除染の効果は限定的であり、今後の空間線量は漸減しか望めない。

文科省の発表によると、平成24年2月1日における郡山市の3地点の空間線量(毎時)は、0.8マイクロシーベルト、0.8マイクロシーベルト、1.2マイクロシーベルトである(甲115)。

申立書および本書等で記載したように、空間線量(毎時)が0.193マイクロシーベルトを超える地点において生活する子供の外部被ばく(追加線量)は、年間1ミリシーベルトを超えると考えらるべきであるし、更に0.156マ

---

<sup>1</sup> 郡山市立薫小学校の校庭の表土を除去しました( [http://www.city.koriyama.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=23269](http://www.city.koriyama.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=23269) )

イクロシーベルト / 時が増加する毎に 1 ミリシーベルト / 年ずつ増加すると考えるべきであるから、今後においても、郡山市で生活する子供達は、今後、年間 4 ~ 6 ミリシーベルト程度の外部被ばくをすると認められる。

#### エ 学校教職員のモニタリング結果について（その 1）

原審決定は、「モニタリングの結果によれば、平成 23 年 6 月及び 8 月のいずれの計測結果においても、0.2 マイクロシーベルト / 時未満となっている（第 4、2（8）イ・ウ、原審決定 18 頁）」と 0.2 マイクロシーベルト / 時未満になっていることを重視しているようである。

しかしながら、原審決定はそもそも原告人の申立の趣旨を正しく理解していない。

すなわち、本件仮処分の申立の趣旨の 0.2  $\mu$ Sv / 時とは、昨年 6 月 1 日に申立書別紙の環境放射線モニタリング一覧表に記載の測定地点の校庭の空間線量が 0.2  $\mu$ Sv / 時のとき、その測定地点の年間積算値は 1 mSv を確実に超えることを示す指標である。昨年 6 月 1 日時点で 0.2  $\mu$ Sv / 時以上であるならば、その後、6 月及び 8 月の測定値が 0.2  $\mu$ Sv / 時以下となったとしても、「年間積算値は 1 mSv を確実に超える」ということに影響はない。

#### オ 学校教職員のモニタリング結果について（その 2）

原審決定が重視する学校教職員が実施した簡易型積算線量計によるモニタリングの結果について、それが子どもたちの被ばくの実態に近いと解することはできない。

学校教職員は、子どもと同一の行動をしているわけではなく、例えば子どもが校庭で過ごす時間帯も、教職員はコンクリートの校舎内で過ごすことが多い。原審決定は、屋外活動を制限しているから、モニタリング結果と大幅に異なるとは考えがたいとするが、制限しているとはいえ、屋外で過ごす時間が増えれば（体育と部活動を合わせ 3 時間以内という制限）、当然被ばく

量が増えることは明らかな事実である。

また、子どもの外部被ばくは、24時間で考えなければならない。子どもは、外部被ばくの低減割合が8割と評価されているコンクリート建物（多くの学校施設はコンクリート造であろう）内だけで生活するのではなく、登下校時や戸外でのクラブ活動、戸外での遊びの際には10割の被ばくをし、家庭では、6割の被ばくをする（多くの場合は木造家屋であるが、木造家屋の低減割合は4割とされている）のである。学校というコンクリート建物内での滞在中の子供の被ばく量が低いことは、何ら安心材料にはならない。子ども達が自宅や戸外で高線量の被ばくにさらされているのは、相手方が避難を実施せず、子ども達に、高線量の環境下の学校施設に通うことを事実上強制しているからなのである。子ども達が学校に滞在している際の被ばく量しか責任がないかのような相手方の主張は、責任転嫁も甚だしい。

#### カ 線量の測定

二本松市における子どもたちの測定結果が0.43マイクロシーベルト/時や0.39マイクロシーベルト/時であり、上記測定結果より2～5倍以上も高いこと（甲65）について、原審決定は、二本松市において条件の異なる環境下で測定されたものであるから比較する前提を欠くなどと主張するが、二本松市は郡山市に隣接する市であって、しかも昨年5月25日の文科省らの測定資料（甲2）によれば、二本松市の3つの測定地点（地点番号11、10、35）はいずれも抗告人らの学校に近い郡山市の豊田町（地点番号89）より空間線量の値が低い。この前提で比較したとき、二本松市の子どもたちの測定結果が郡山市の教職員の測定結果より2～5倍以上高いのは異常であり、それは郡山市の教職員の測定結果が郡山市の子どもたちの被ばく状況を正しく反映していないことを如実に物語るものである。

また、抗告人の父親が学校の校庭で空中線量を測定したところ、公表された値の3倍もの高い数値が出ている（甲63）ものであり、上記モニタリン

グ結果がどこまでの信用性を有しているか、甚だ疑問である。

今般、山内知也神戸大学大学院教授が測定した2つの小学校の測定結果によれば次のことが明らかである（詳細は甲103の山内意見書参照）

- ・ 同じ学校の敷地でも測定地点により、測定値に相当のバラツキがあること
- ・ バラツキかたも、郡山市の公表値（甲116）より相当高い値が多いこと
- ・ 以下の通り、文科省が提供している計測器に適正さが疑われること。

#### 小学校

	文科省の計測器	山内教授の計測器(1m)
モニタリングポスト	0.286（現在使用中）	0.33
モニタリングポスト	0.37（撤去未了）	0.36

#### ××小学校

	文科省の計測器	山内教授の計測器(1m)
モニタリングポスト	0.305（現在使用中）	0.33
モニタリングポスト	0.49（撤去未了）	0.42

### (4) 内部被ばくについて

#### ア 原審決定

原審決定は、内部被ばくについて、意見書（甲49、甲72等）によって個々の債権者らについて、その具体的な内部被ばくの有無及び程度は明らかにされていないなど（第4、2（8）エ、原審決定19頁）とする。

#### イ 内部被ばく量

なるほど、抗告人らは、自らの内部被ばく量について明らかにすることができない。それは、内部被ばくを正確に測定する方法がないからである（ホールボディーカウンターで測定できるのはガンマ線だけであり、アルファ線やベータ線は測定できない。）。しかし、申立人らが、食品から、呼気から、相当量の内部被ばくをしていることは容易に想定できる。

また、上記意見書（甲49、甲72等）には、抗告人ごとに、彼らが今後、内部被ばくによって具体的にどんな健康障害が生じるか個別には言及していな

い。しかし、それはわざわざ個別に言及するまでもないからである。なぜなら、上記意見書の中で、きちんと郡山市で教育を受ける子供たちが今後、内部被ばくによってどんな健康障害が生じるかに具体的に言及している以上、その指摘は郡山市の学校に通う抗告人らも当然同様に考えることができるからである（甲104 矢ヶ崎意見書(4)）。

#### ウ 学校給食

申立人らが通う小中学校では昼食として学校給食が提供されているが、その学校給食では、「地産地消」を謳って、福島県産の食材が積極的に使用されている。例えば米については郡山およびその近辺で生産された「あさか舞」が使用されている（甲105 陳述書2頁6。甲106 給食の説明会開催の請願を否決した記事）。福島県内の新米については、福島市大波地区など数地区で収穫された玄米から暫定基準値を上回る放射線量が検出されるなどしており、安全性が確認されたとは言えない状況にある。

また、牛乳についても酪王牛乳という郡山市で製造された牛乳が提供されており、これも内部被ばくが懸念される（甲105 陳述書2頁6）。

### (5) 福島原発事故からの積算について

#### ア 原審決定

原審決定は、福島原発事故発生から積算した被ばく量を考慮すべきという抗告人の主張に関しては、過去の被ばく自体は本件申立により防止することができる性質のものではない。そして、100ミリシーベルト未満の低線量被曝の晩発性障害の発生確率について実証的な裏付けがないこと、4月19日付け文科省通知において年間20ミリシーベルトが暫定的な目安とされていたことからすると、過去の被ばく量と併せて年間1ミリシーベルトを超える被ばく量が見込まれるとしても、これにより直ちに生命身体に対する切迫した危険性が発生するとは認められない（第4、2(8)エ、原審決定19



頁)とする。

#### イ 過去の被ばくについて

しかし、積算した被ばく量を考慮すべきは当然である。もともと原告人らは本件申立により過去の被ばくを防止できると主張する積りは毛頭ない。これからの被ばくによる健康被害を考える上で、過去の被ばく量を考慮に入れるべきである、と主張しているのである。

例えば過去の被ばくが零の者が5ミリシーベルトの被ばくをする場合と、既に10ミリシーベルトの被ばくをしている者が更に5ミリシーベルトの被ばくをする場合では、避難の必要性は異なることは当然である。

原告人らは、既に平成23年3月12日から8月末までの6ヶ月弱だけで既に地上1mで7.8～17.16ミリシーベルトの被ばくをしている(甲54報告書(2)4)。それだけでも十分に危険なのである。そのような子どもたちにこれ以上のリスクを背負わすことは、人道上、許されるべきものではない。

#### ウ 100ミリシーベルト未満の低線量被ばくについて

##### (ア) 原審決定

原審決定は、100ミリシーベルト未満の低線量被曝の晩発性障害の発生確率について実証的な裏付けがないと判示し(原審決定16～17頁)、そのことを第一の根拠にして生命身体に対する具体的に切迫した危険性があると認めるに足りる疎明がないと判示する(同19頁)。

しかしながら、この決定に重大な影響を与えた100ミリシーベルト未満の低線量被曝の晩発性障害の発生確率についての問題いわゆる「100ミリシーベルト問題」については、そもそも本仮処分手続において、当事者双方とも一度も主張しておらず、原審決定が上記認定をしたことは弁論主義違反で、重大な手続違反がある(後述する)。

今仮に、その点は置いておくとしても、原審が低線量被ばくについての危険

性について、あえて100ミリシーベルトという基準を持ち出してきて否定したことが以下に詳述する通り重大な問題である。

(イ) 100ミリシーベルト未満の被ばくは安全か

100ミリシーベルト未満の被ばくの場合に健康への影響について実証的な裏付けがないとすることは、これまでに蓄積された放射線被曝影響に関する基本的な科学知見に反する(甲107今中哲二論文「“100ミリシーベルト以下は影響ない”は原子力村の新たな神話か？」3頁)。

なぜなら、ある程度の放射線被ばくを正当化しようとするICRP(国際放射線防護委員会)ですら、以下の通り、2007年勧告で、約100mSv以下の線量においては不確実性がともなうものの、ガンの場合、疫学研究および実験的研究が放射線リスクの証拠を提供していると認めている。

『約100mSv以下の線量においては不確実性がともなうものの、ガンの場合、疫学研究および実験的研究が放射線リスクの証拠を提供している。・・・基礎的な細胞過程に関する証拠は、線量反応データと合わせて、次の見解を支持していると委員会は判断する。つまり、約100mSvを下回る低被曝量域でのがん又は遺伝性影響の発生率は、関係する臓器及び組織の被曝量増加に比例して増加すると仮定するのが科学的に妥当である、という見解を。』(甲107今中論文3頁)

すなわち、低被曝量における疫学データが不十分であっても、生物実験データや細胞レベルでの知見を合わせて検討するならば、100mSv以下の被曝に対してLNTモデルを適用するのが適切であるとICRPは明確に述べている。米国科学アカデミーの「電離放射線の生物学的影響に関する委員会(BEIR)やUNSCEARも基本的に同じ見解である。LNTモデルが妥当であるならば、放射線被曝に安全量は存在しない(甲107)。つまり、世界の科学の主流はLNTモデルであり、この意味で100ミリシーベルト未満の被ばくも危険なのである。

### (ウ) 小括

以上からすると、100ミリシーベルト未満の低線量被ばくについての危険性について実証的な裏付けがないことを、生命身体に対する切迫した危険性が発生すると認められないことの根拠とすることは、全くもって認められない。

原審決定(17頁)は、被ばく量が100ミリシーベルト未満の被ばく領域における被ばく限度の基準は、被ばく量の低い領域でも低いなりの確率的影響が起ころうと「仮定」した上で設定されていることになる、この場合、因果関係は科学的見地から不明と判示しているが、100ミリシーベルト未満の被ばくと晩発性障害の発生との因果関係は決して単なる「仮定」でも、「科学的見地から不明」でもなく、最も科学的に妥当な仮説として世界の科学の主流から支持されているのである。

以上から、現実に被ばく量が100ミリシーベルト未満の低線量被ばくであっても危険性が認められているのである。

このことを十分理解しないと、判断を誤ることになる。

### エ ガン発生リスクについて

ICRPによると、1ミリシーベルトの被ばくをした場合のガン死のリスクは、1万人に0.5人とされている。また、米国科学アカデミーの「電離放射線の生物学的影響に関する委員会(BEIR)」もLNT仮説を採用しており、BEIR 報告によると、1ミリシーベルトの被ばくをした場合のガン発生リスクは1万人に1人とされているのである(甲119)。

また、子どもが大人よりも放射能に対する感受性が高いことは誰もが認めることである。その程度は、一般的には、3倍ないし5倍とされている。

郡山市の子ども達について、福島原発事故から1年間で10ミリシーベルトを下回らない被ばくをすることが予想されることは、本件申立書に記載したとおりである。また、3(3)ウ(20頁)によれば、郡山市の子ども達は、今後

も今の環境下で生活するのであれば、1年間に5ミリシーベルト程度の被ばくが予想される。仮に、子ども達が今後6年間、今の環境下で生活すると仮定すれば、累積で40ミリシーベルト程度の被ばくが想定されるのであって、その場合のガン発生のリスクは、1万人に120人となる。これは、到底、子どもを育てるような環境ではない。

のみならず、低線量被ばくによる健康被害は、ガンのリスクだけではない。免疫機能が低下し、循環器系、内分泌系、泌尿器系等に様々な疾患が現れる。そのことは、原審で立証したウクライナやベラルーシの住民達の現状をみると明らかである。チェルノブイリ原発事故と周辺住民の健康被害との因果関係を甲状腺ガン以外には認めない学者たちは、それ以外の健康被害をすべてストレスのせいにする。なるほど、放射能に対する恐怖、生まれ育った故郷から避難することの不安等、周辺住民を襲ったストレスは尋常なものではなかったであろうし、それが原因となって体調を崩した者もいたであろう。しかし、もともと子どもにとって放射能に対する恐怖を理解することは難しく、健康な子供は20%しかいないというウクライナやベラルーシの現状をすべてストレスのせいにして放射能との因果関係を否定する態度は、原子力産業の将来を守るために、敢えて現実から目をそらしているものとしか理解できない。

#### オ 20ミリシーベルト基準について

##### (ア) 原審決定

原審決定は、100ミリシーベルト基準に続けて、平成23年4月19日付け文科省通知において年間20ミリシーベルトが暫定的な目安とされていたことからすると、過去の被ばく量と併せて年間1ミリシーベルトを超える被ばく量が見込まれるとしても、これにより直ちに生命身体に対する切迫した危険性が発生するとは認められない(第4、2(8)エ、原審決定19頁)とする。

(イ) しかしながら、20ミリシーベルトを目安とした上記4月19日付け文

科省通知（甲 8 号証）は、5 月 27 日付け文科省通知（甲 9 号証）によって事実上撤回されており、文科省すら撤回せざるを得なかった基準をここで原審決定が持ち出す理由は全くもって不明である。

（ウ）20 ミリシーベルトに科学的根拠はない

20 ミリシーベルトという基準については、日本医師会が昨年 5 月 12 日付けの声明で（甲 108）「1~20 ミリシーベルトを最大値の 20 ミリシーベルトとして扱った科学的根拠が不明確である。また成人と比較し、成長期にある子どもたちの放射線感受性の高さを考慮すると、国の対応はより慎重であるべきと考える。」という見解を示しているとおり、科学的根拠はない。

原発事故当初に内閣官房参与を務めていた東京大学大学院教授の小佐古敏荘氏は、4 月 29 日の辞任会見において、下記のように述べている。

#### 記

今回、福島県の小学校等の校庭利用の線量基準が年間 20 mSv の被曝を基礎として導出、誘導され、毎時 3.8  $\mu$ Sv と決定され、文部科学省から通達が出されている。これらの学校では、通常の授業を行おうとしているわけで、その状態は、通常の放射線防護基準に近いもの（年間 1 mSv、特殊な例でも年間 5 mSv）で運用すべきで、警戒期ではあるにしても、緊急時（2、3 日あるいはせいぜい 1、2 週間くらい）に運用すべき数値をこの時期に使用するのには、全くの間違いであります。警戒期であることを周知の上、特別な措置をとれば、数カ月間は最大、年間 10 mSv の使用も不可能ではないが、通常は避けるべきと考えます。年間 20 mSv 近い被ばくをする人は、約 8 万 4 千人の原子力発電所の放射線業務従事者でも、極めて少ないのです。この数値を乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からのみならず、私のヒューマニズムからしても受け入れがたいものです。年間 10 mSv の数値も、ウラン鉱山の残土処分場の中の覆土上でも中々見ることでできない数値で（せいぜい年間数 mSv

です)、この数値の使用は慎重であるべきであります。

小学校等の校庭の利用基準に対して、この年間20mSvの数値の使用には強く抗議するとともに、再度の見直しを求めます。

また、1985年にノーベル平和賞を受賞した「核戦争防止国際医師の会」の米国内組織である米国の民間組織「社会的責任のための医師の会(PSR)」は、米科学アカデミーの研究報告書を基に「放射線に安全なレベルはなく、子供や胎児はさらに影響を受けやすい」と指摘。「年間20ミリシーベルトは、子供の発がんリスクを200人に1人増加させ、このレベルでの被ばくが2年間続く場合、子供へのリスクは100人に1人となる」として「子供への放射線許容量を年間20ミリシーベルトに引き上げたのは不当なことだ」と批判した(甲75)。

以上のとおり、20ミリシーベルトの基準には科学的根拠がなく、それを認めたからこそ、文科省も20ミリシーベルトの基準を事実上撤回したものである。

#### (エ) 20ミリシーベルトに法的な根拠もない

また、従前の1ミリシーベルトから20ミリシーベルトにアップした4月19日付け文科省通知(甲8)は、ICRPの日本に対する3月21日付けの勧告(甲109)をその拠り所とするものであり、同勧告が基準とした非常事態収束後の参考レベルの1-20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安としたものであるが、しかし、そもそも非常事態収束後であればなぜ従前の1ミリシーベルトから20ミリシーベルトにアップすることが正当化されるのか、さらには、福島県の小中学校がなぜ非常事態収束後に該当するのか、その説明が全くない。このような正当化の説明なしに、子どもたちの生命身体を従前の20倍もの危険に晒すことは到底容認することができない。

#### (オ) 小括

仮処分申立書において記載した通り、現在の国内法において、公衆被ばくの

限度は年間1ミリシーベルトを基準として構成されているが、これは当然のことながら生命身体に対する影響を考慮したものである。

原審決定がこれを20倍に引き上げた20ミリシーベルト基準をここで持ち出すことは、不当極まりない。

#### 4 適切な代替手段について

##### (1) 原審決定

原審決定は、原告人らの求める教育活動の実施の差止め等は、原告人らに対する損害を避けるための唯一の手段であるとは認められないと判示する。そして他の手段として、除染作業及び屋外活動の制限等、区域外通学等を挙げる。

##### (2) 除染作業・屋外活動の制限等

###### ア 除染作業について

除染の現実と限界については、18～20頁に上述した通りである(甲103山内意見書参照)。

結局、除染に多くの期待を掛けることは危険極まりなく、これを損害を避けるための適切かつ効果的な手段と認めることはできない。

###### イ 屋外活動の制限について

屋外活動を制限することによって、被ばくを避けるという手段を「適切な代替手段」と評すること自体、誤りである。すなわち、「健全な精神は健全な肉体に宿る」という格言もある通り、子どもたちにとって屋外での活動はその健康かつ健全な成長のために欠くことのできない必要不可欠な活動である。

体育の授業や部活、休み時間などについて屋外での活動を制限するという現状では、子どもたちが健全かつ健康な成長を遂げることができるか、疑問なしとは言えないし、何より屋外で伸び伸びと走り回ることすらできない場

所で教育活動を行うことは、正常な教育の場を提供していないと評するべきである。

屋外活動を制限することは、到底「適切な代替手段」とは言えず、子どもたちが屋外活動をしようとも被ばくの危険性の少ない地域において教育活動を行うことこそが、損害を避けるために唯一の方法であると言える。

### (3) 区域外通学等

#### ア 区域外通学

原審判決は、代替手段として、区域外通学が可能であると主張する。

しかし、区域外通学は、住民票を郡山市に置いたまま、被ばくの危険性の少ない地域に避難をして、その地域の小中学校に就学し、その小中学校が設置されている市町村の教育委員会の承諾を得て承諾書を郡山市教育委員会に提出するというものであって、結局は引っ越し（避難）を前提とする手続である。

避難が困難である事情については、甲21～34号証等の陳述書において提出してきたところである。

すなわち、親が自営業等であるため郡山市を離れた場合に再就職先が見つからず、家族の生活が経済的に破綻してしまう可能性が高いことや、子どもたちだけ避難させた場合の生活の保障、二重生活の負担や家族のつながりの希薄化などが危惧されること、また子どもたち自身も学校での友だち関係を失うことに非常に不安を抱いていること、それが健全な子どもたちの成長を阻害する要因となるのではないことなどが原因である。

原審判決は「代替手段」として区域外通学が可能である、と述べるが、それは容易に選択できる手段ではない。そのことは、原審判決自身も、居住移転の自由および転校の自由があるという被原告人の主張を排除していることからすると（原審決定14ページ）、理解しているはずであるが、この代替手段論の際にその理解が生かされていないことは残念でならない。



## イ 別の小中学校への転校

また、原審決定は、「学校教育法施行令第8条により、保護者の申立により郡山市内の現住所から通学先を郡山市内の別の小中学校に変更することも制度上可能である」とする。

しかし、郡山市内の小中学校はいずれも原告人らが通う小中学校と放射線量において殆ど差はなく、どの小中学校に通っても年1ミリシーベルトを超える被ばくとなってしまうことは明らかであって、原審決定の上記判示は詭弁と言わざるを得ない。

また、確かにこの方法であれば経済的な負担は区域外通学の場合に比べて少ないかもしれないが、子どもたちがこれまでに構築してきた学校の友だち関係を失うという点では変わりはない。

## (4) 小括

以上より、除染作業及び屋外活動の制限等は対処療法的な弥縫策に過ぎず、また区域外通学等は困難であり、仮に行うとしても原告人ら及びその家族の多大な犠牲のもとに行われることになるから、適切な代替手段とは到底言えない。結局、原告人らの求める教育活動の実施の差止め等が、原告人らに対する損害を避けるための唯一の手段である。

## 5 児童の権利に関する条約(以下「子供の権利条約」という。)について

? 子供の権利条約は、1989年11月20日に国連総会で採択された国際条約であり、1990年9月2日に発効し、我が国では、平成6年5月22日から効力が生じた。我が国においては、条約の効力は法律に優先する。

? 子供の権利条約6条は、「締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。」と、24条は、「締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられる

ことについての児童の権利を認める。」と定めている。

- ？ 子供の権利条約の各条文が自動執行力を有するか否かについては議論のあるところであるが、上記の6条や24条が自動執行力をもたないとしても、我が国は、条約を遵守する国際的な義務を負うのである（憲法98条2項）のであるから、行政は、条約の趣旨に合致する施策を講じる必要がある。すなわち、郡山市内の児童の生存や発達を最大限の範囲において確保し、児童の最高水準の健康を享受するために便宜を図るための施策を講じることは、郡山市の義務なのである。そして、郡山市の現在の線量に鑑みれば、当面、児童をその環境から避難させることが郡山市の義務であることが当然の結果として導かれる。

## 6 重大な手続違反

### (1) 抗告人の重大な主張の無視

#### ア 「チェルノブイリ事故との比較」に関する主要事実

原審決定は、抗告人が原審において再三にわたって主張した「チェルノブイリ事故との比較」に関する主要事実について事実認定を一切しなかった。

抗告人らがチェルノブイリ事故を比較対象として上げ指摘してきたのは、現在の福島原発周辺地域の状況を考えるために参考になる人類の歴史上の出来事が、チェルノブイリしかないからである。また、原子力安全・保安院による評価によれば、本件福島原発事故は最高値の「レベル7」であり、同レベルの事故はチェルノブイリ事故しかない。

そのチェルノブイリ事故との比較からすると、本件原発事故に起因する被ばくによる生命身体に対する侵害による被害の危険性は、「不確定な事実」（第4、2（8）ア、原審決定17～18頁）ではなく、まさに差し迫った危険である。

それにも関わらず、「チェルノブイリ事故との比較」に関する抗告人の主張を無視して一切取り上げないことは、明らかな弁論主義違反である。

## イ 「空間線量の積算値」に関する主要事実

のみならず、原審決定は、原告人らが原審において外部被ばくの危険性を裏付けるために再三にわたって主張した、原告人らが通う学校の「空間線量の積算値」に関する以下の事実について事実認定を一切しなかった。

・昨年3月12日～8月31日までで、7.8～17.16mSv被ばく

・今年3月10日までの1年間で、12.7～24mSv被ばくと推計

これらの事実は、原告人らの生命身体に対する具体的な危険性を基礎づける主要事実にほかならない。にも関わらず、この主張を無視して一切取り上げないことは明らかな弁論主義違反である。

なお、上記「空間線量の積算値」を計算した証拠（甲1報告書、甲54報告書(2)）について、今般、矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授より、この計算で間違いのない旨のチェックを受けた（甲104矢ヶ崎意見書(4)）。

## (2) 100ミリシーベルト問題への言及

以上のとおり、原告人が重要な主要事実として主張した「チェルノブイリ事故との比較」や「空間線量の積算値」について事実認定をしない一方で、原審は、本件審理を通じて原告人はもとより相手方も全く取り上げなかったいわゆる100ミリシーベルト問題（100ミリシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付けがないかどうかという問題）について、その決定中で突然取り上げた。

すなわち、原審は、100ミリシーベルト問題を生命身体に対する具体的に切迫した危険性があるかどうかを判断する最も重要な事実としてつまり主要事実として取上げ、「100ミリシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付けがない」と認定した（原審決定19頁下から5行目以下）。

しかしながら、原審においては、双方の準備書面および審尋調書等から明らかな通り、上記100ミリシーベルト問題について主張したことは両当事者と

も一度もなかった。

以上が民事訴訟法上の大原則である弁論主義に反することは言うまでもない。

### (3) 小括

結局、原審決定は適正な訴訟手続を著しく逸脱したものであって、憲法上保障された裁判を受ける権利（憲法32条）を抗告人から剥奪するに等しい重大な手続違反があると断じざるを得ない。

したがって、原審決定は取消を免れ得ない。

## 7 新たな事実と証拠の提出

抗告人らの生命身体に対する具体的な危険性を裏付ける新たな事実と証拠を以下の通り、提出する。

### (1)、低線量被ばくの危険性について

2004年3月に、原子力安全委員会・低線量放射線影響分科会で、低線量被ばくの危険性についての研究の必要性・重要性を指摘した報告書「低線量放射線リスクの科学的基盤 - 現状と課題」が作成された（甲111。この報告書の意義を解説した甲112綿貫礼子「未来世代への「戦争」が始まっている」）。

### (2) 福島の子どもの甲状腺「しこりと嚢胞」について

本年1月1月25日、福島県は、福島第一原発事故を受け、18歳以下の県民に行っている甲状腺検査のうち、原発周辺の住民を対象に先行実施した検査の結果を明らかにしたが（甲117）、その検査結果の重大な意味を明らかにした、矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授作成の意見書を提出する（甲104矢ヶ崎意見書（4））。

### (3) 郡山市の4歳児と7歳児の「甲状腺がん」の疑いの報道について

上記報道（甲113）の意味を明らかにした矢ヶ崎克馬名誉教授作成の意見書を提出する（甲104矢ヶ崎意見書（4））。

(4) 福島の子どもたちの2回目の尿検査結果について

昨年9月7日、福島の子どもたちの2回目の尿検査結果が市民団体より発表された(甲114)。原発事故当時福島市に在住していた6～16歳の男女10人に5月以来2回目の検査をしたところ、1回目の検査後に県外に避難した子ども9人のセシウム濃度が約20～70%減少した一方、県外に避難しなかった1人の放射性セシウム濃度が11.5%増加したと発表した。吸気からの取り込み低減、セシウムに汚染されていない飲食物の入手しやすさなどからは避難は確実に有効であることが示された。

(5) 自主避難した子供たちの身体状況

自主避難した福島県内の子どもたち等について、様々な健康被害が訴えられていること、避難してその症状が治まったことの詳細が報告されている(甲118)。

## 8 まとめ

(1) 以上より、原審決定が被保全権利の要件について厳格に解したことは、処分権主義に違反する前提を置いた結果誤ったものであり、要件は通常通り、「個人の生命身体という重大な保護法益が現に侵害され、又は将来侵害されようとしている具体的危険がある場合」には、差止め等が認められると解されるべきである。

そして、本件において上記具体的危険が認められ、これに疑いを差し挟む余地はない。原審決定は、この危険性に関する認定を誤ったものであり、取消を免れ得ない。

(2) 以上により、福島地方裁判所郡山支部平成23年(ヨ)第29号教育活動差止等仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成23年12月16日した仮処分命令申立却下決定を取消し、抗告の趣旨に記載したとおりの決定を求め、本件即時抗告に及んだ次第である。

以 上

## 追記

矢ヶ崎意見書（甲４９）３～４頁でデータとして引用したイワン・ゴトレフスキー、オレグ・ナスビット「ウクライナ・ルギヌイ地区住民の健康状態」（甲６４）及び松井意見書（甲７２）１２～２１頁でデータとして引用した「Annals of the New York Academy of Sciences Volume1181」がいずれも信頼度が極めて高い論文であることを、今般、矢ヶ崎意見書(4)の３（甲１０４）及び雑誌「科学」２０１１年１１月号「特集チェルノブイリの教え」に掲載の崎山比早子「チェルノブイリ大惨事による健康影響の実相」（甲１１０）によって明らかにした。